

2026年6月10日

公益財団法人日本フィランソロピック財団
「茅ヶ崎100年基金」
寄附募集のご案内

「茅ヶ崎100年基金」は、多くの市民のみなさまの寄附によって設立された茅ヶ崎地域の次世代を応援する活動に助成するコミュニティ基金です。

寄附の趣旨

「茅ヶ崎100年基金」は、茅ヶ崎地域で活動をする、次世代の可能性開花に通じる事業や、次世代が茅ヶ崎で挑戦する活動、そのために必要なリーダーシップ、シティズンシップ等を育む活動、生きるベースとなる暮らしや教育を支える活動を助成金で応援します。また、本基金は、将来的に基金の資産が一定の規模に達してからは資金を運用を開始する予定です。

助成テーマ

本基金は、「次世代の可能性」をテーマに、2026年夏頃に第1回の助成先募集を開始する予定です。

茅ヶ崎地域で実施される活動で、次世代の可能性開花に通じる事業で、次世代が茅ヶ崎で挑戦する活動、そのために必要なリーダーシップ、シティズンシップ等を育む活動、生きるベースとなる暮らしや教育を支える活動など、以下の取り組みを助成対象とします。

- 次世代の挑戦を支援**：子ども・若者が自由に挑戦できる環境をつくり、茅ヶ崎から社会を動かしていく挑戦を支える取り組み
- 次世代リーダーの育成**：社会課題を知り、解決策を考えることで社会性およびリーダーシップを育み、持続可能な社会づくりの担い手を育てる取り組み
- 多様な体験の提供**：多様な体験を通して、子ども・若者の主体性やコミュニケーション能力を育む取り組み

- シティズンシップの醸成：子ども・若者がまちの課題や市政について考え、自分ごとと捉えて行動する機会を提供し、シティズンシップを育む取り組み
 - 困難な環境下にある次世代への支援：貧困や教育格差、引きこもり等厳しい環境下にある子ども・若者を地域全体で見守り支える取り組み
- ※「次世代」の年齢層は、乳幼児から30代までを想定しています。

米国のコミュニティ財団

自分たちのコミュニティは自分たちで守るという精神が根付いている米国では、地域の社会課題を地域の方々の善意の資金で解決に取り組むコミュニティ財団が古くから存在します。我が国でも、コミュニティ財団が多くの地域で活動が続けていますが、長期的な支援の仕組みを持った財団は限られているのが現状です。

コミュニティ財団の仕組みは、1914年に米国オハイオ州で設立された「クリーブランド財団」からはじまりました。その後、米国内には900以上の財団に広がり、世界で1700財団もあるといわれています。中には、単体の資産規模が数百億円の規模のものも珍しくなく、1千億円単位の規模の財団もあります。基金を運用することはスタンダードであり、都市開発を支援する事例などもあります。

寄附募集のご案内

1. 寄附募集対象

個人、法人 いずれもお受けいたします。

※当財団は特定公益増進法人であり、本基金への寄附は税制上の優遇措置が受けられます（P.4）。

2. 寄附申込期間

随時

3. 寄附の受入れ

現金 500,000 円以上 10,000 円単位

寄附の受入れは現金とし、不動産や物品は受け入れ対象外になります。

4. 寄附の用途

本基金が助成事業として交付する助成金及び本基金の基金管理費に充てさせていただきます。

基金管理費の料率表はこちらをご覧ください：[基金管理費料率表](#)

5. 寄附者へのご報告

助成事業の報告は適時ウェブサイトに掲載いたします。

6. 寄附受入れの制限

ご寄附の趣旨が当財団および基金の使命、利益に反すると判断される場合、または当該ご寄附が関連する法令等に抵触する又は抵触する可能性がある場合、その受け取り（財団が既に受領したものを含む）を辞退させて頂くことがあります。なお、寄附の受入れは、現金寄附に限らせて頂きます。

寄附方法

7. 寄附申込方法

「お問い合わせ内容」欄に「茅ヶ崎100年基金」と記載の上、以下の問い合わせフォームにてご連絡ください。

問い合わせフォーム：<https://np-foundation.or.jp/contact.html>

事務局からご寄附の意思などを確認させて頂いた上、「寄附申込書」と「手続きのご案内」をお送りします。申込書のご提出をもってお申し込みとなります。

す。

8. 寄附払込方法

当財団の銀行口座への振込で承ります。振込先口座情報は、「手続きのご案内」でお知らせいたします。

9. 寄附金額収書

寄附金の着金を確認後、「寄附金額収書」を発行、送付いたします。当財団へのご寄附は税制優遇措置の対象となりますので、大切に保管してください。

10. 寄附金に対する税制上の優遇措置

当財団は特定公益増進法人です。内閣総理大臣より「公益財団法人」としての認定を受けておりますので、当財団への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用されます。

また、内閣府から税額控除の資格を有する公益財団として認定を受けておりますので、個人からの寄附については所得控除または税額控除のいずれかを、法人からの寄附については法人税の損金算入限度額の特例を受けることができます。

個人によるご寄附

① 所得控除

寄附金控除として所得控除を受けることができます。

寄附金額－2,000円＝所得控除額

※ 所得控除額は総所得金額等の40%が限度です。

② 税額控除

寄附金控除として税額控除を受けることができます。

(寄附金額－2,000円) × 40% = 税額控除額

※ 税額控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が限度です。また、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度額です。

③ 相続税

相続により取得した財産の一部または全部を相続税の申告期限までに寄附した場合、寄附した財産には相続税が課税されません。

法人によるご寄附（法人税）

一般の寄附金とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入することができます。別枠の損金算入限度額(特別損金算入限度額)は(所得金額の 6.25% + 資本金等の額の 0.375%) × 1/2 です。

※ 税制上の優遇措置を受けるには当財団発行の「寄附金領収書」および特定公益増進法人たるを証明する書類を添付の上、確定申告などの税務申告が必要になります。詳しくはお近くの税務署や税理士などの専門家にお尋ねください。

11. お問い合わせ先

日本フィランソロピック財団事務局「茅ヶ崎 100 年基金」担当
当財団ホームページの問い合わせフォームにてご連絡ください。

問い合わせフォーム：<https://np-foundation.or.jp/contact.html>

公益財団法人日本フィランソロピック財団

当財団は、2020 年設立、2021 年に内閣府から公益認定を受けた公益財団法人です。社会貢献事業への資金提供を目的として、寄附を募り、それを基金として管理運営し、助成、奨学金、顕彰などの事業を行っています。寄附者おひとりおひとりの「おもい」を「意義ある寄附」として大きく育み、未来への投資としてより豊かな社会の創造を目指しています。

- ・ 代表理事 : 岸本和久
- ・ 設立日 : 2020 年 4 月 27 日
- ・ 公益認定日 : 2021 年 3 月 25 日
- ・ 所在地 : 東京都港区新橋 1 丁目 1 番地 13 号
アーバンネット内幸町ビル 3 階
- ・ 公式サイト : <https://np-foundation.or.jp/>

個人情報について

ご寄附者様よりいただいた個人情報は、当財団の「個人情報保護方針」で規定する個人情報の利用目的のみに使用し、他の目的には使用いたしません。個人情報の適切な保護に努めます。

「個人情報保護方針」：<https://np-foundation.or.jp/privacypolicy.html>

(2026年6月版)